

[事案 2023-167] 新契約無効請求

・令和 6 年 3 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不適切な募集行為を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 5 年 2 月に契約した組立型保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) パソコンで保険の契約をしようと思っていたが途中で止めた。
- (2) 募集人 2 名が訪ねてきて保険の説明をしたが、自分も以前、保険の募集の仕事をしていたため、その説明は怪しいと思い指導したが、絶対に大丈夫ということであった。
- (3) 若い募集人が勝手にパソコンを使い入力していき、契約が成立した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込手続を中断したプラン、本契約のプランはいずれも非対面募集専用プランで、申立人はリモート申込みの仕組みを利用して申込手続を行った。
- (2) 申立人からのパソコン操作に関する問い合わせに対応するため、2 名の募集人が申立人宅を訪問した。申立人は、10 年後に保険料の上がない保険期間が終身で死亡保障のみのプランを希望していたが、当該プランは対面募集での取り扱いとなるため、募集人は、契約から 2 年経過後に契約見直し制度を利用することができる旨を説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人 2 名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不適切な募集行為は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。